副本

令和2年12月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

令和2年12月9日 水曜日(午前10時開議)

出	席	議	員	(14人))	
	1	番	福	田		徹
	2	番	小	谷	龍一	郎
	3	番	毛	利	喜	信
	4	番	初	手	安	幸
	5	番	堀	池		浩
	6	番	Щ	口		隆
	7	番	小	田	成	実
	8	番	田	口		信
	9	番	髙	以 良	壽	人
1	0	番	堀	田	<u> </u>	德
1	1	番	炭	谷		猛
1	2	番	水	谷	末	義
1	3	番	波	戸	勇	則
1	4	番	村	井	達	己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 事務局長
 久田直喜

 書記
 石川純

説明のため出席した者の職氏名

町	長	Щ	口	文	夫
副町	長	馬	場	直	英
教 育	長	竹	下	修	治
総 務 課 兼選挙管理委員会書	長記長	大	ЛП	豊	文
企画財政課	長	野	上	英	了
新庁舎建設	差 長	琴	岡	美	昭
税務課	長	小 中	尾	寿	隆
健康推進課	長	Ш	内	和	哉
会 計 課	長	末	永	安	江
住民福祉課	長	成	富	浩	樹
産業振興課		福	田	多	肥
建設課	長	中	原	敬	介
ダム対策室	長	田	Ш	義	信
水道課	長	森		文	博
教 育 次	長	荒	木	俊	行
行 政 係	長	井	原		和

議事日程

- 第1 議案第59号 令和2年度川棚町一般会計補正予算(第7回)
- 第2 議案第60号 令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3回)
- 第3 議案第61号 令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2回)
- 第4 議案第62号 令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)
- 第5 議案第63号 令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算 (第3回)
- 第6 議案第64号 川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例
- 第7 議案第65号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定の件(東部地区コミュニティーセンター)
- 第9 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町いきがいセンター)
- 第10 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定の件 (川棚町児童保育クラブ)
- 第11 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定の件(中央公園)

(10:00)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(10:00)

養 長 日程第1、議案第59号「令和2年度川棚町一般会計補正予算(第7回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。議案第59号「令和2年度川棚町一般会計補正予算(第7回)」について、提案理由を申し上げます。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億621万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億9,218万円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものは、歳入において、補助事業費の追加に伴う国・県支出金の増額、法人事業税交付金の追加などで、歳出におきましては、給与改定に伴う人件費の増減、新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム改修費の追加、石木小学校、小串小学校体育館のトイレ改修工事費の追加、町内宿泊施設への宿泊者増に伴う宿泊キャンペーン事業費の増額、三越防波堤災害復旧工事費の追加などが主なものであり、そのほか当初予算編成後の事情変更等に対応するための必要な事業費について計上をしたものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

企画財政課長はい。

企画財政課長 ありがとうございます。それでは、事項別明細書の歳出から 説明いたしますので、21、22ページをお願いいたします。

なお、今回の補正におきましては、町長が申し上げたとおり、給与改定により、3節職員手当等、4節共済費において、1款議会費から10款教育費まで全編を通じて増減の補正が生じておりますので、説明に際しましては、

人件費の補正という表現で簡略に説明しますので、あらかじめご理解をいた だきますようお願いいたします。

それでは、1款議会費であります。1項1目議会費の議会費の減額につきましては、こちらは人件費の補正によるものでございます。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、2節につきましては職員の産休に伴う給与の減額でございまして、3節及び4節が人件費の補正によるものであります。次の11節につきましては、郵便料の不足を見込み増額するもので、13節につきましてはコピー使用料の不足を見込み増額するものでございます。

次の3目財産管理費につきましては、予算科目別コード番号に係る財務会計システムの改修が必要となり、その委託料を計上するもので、次の5目財産管理費につきましては、町有施設の修繕料の不足を見込み増額するものでございます。

次の8目電算管理費につきましては、業務用パソコンの故障対応及び臨時 業務対応などのための予備パソコンが不足しているため、新たに9台の中古 パソコンを購入する費用を計上するものでございます。

次の21目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、第二別 館庁舎のコロナ対策としてサーモグラフィーカメラ、空気清浄機を購入する 経費を計上するものでございます。

次の2項1目税務総務費につきましては、2節が職員の介護休暇に係る給 与の減額、そして3節、4節が人件費の補正でございます。

次の2目賦課徴収費につきましては、第二別館で行う税の確定申告において、待合室での密を防ぐため定員を制限することとし、その対応のために1 節及び4節で会計年度任用職員の報酬と社会保険料を、13節で第二別館横に仮設の待合室をレンタルする経費を、そして14節で仮設待合室の電源引込工事費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費であります。こちらは引き続きマイナンバーカードの普及を図るための必要な経費の計上が主なものでありますが、まず、マイナンバーカードの交付のため、1節及び4節で会計年度任用職員の給料及び社会保険料を、3節で職員の時間外勤務手当を、10節に事務用品

費を、11節にマイナンバーカードの郵送交付に係る経費を計上するものであります。次の12節では、戸籍附票システムの構築委託料の執行残237万6,000円を減額するとともに、経費節減のためマイナンバーカード事務に係る総合端末機器をリースから機器購入に変更することとし、その購入設定委託料を33万円増額しております。次の13節におきましては、総合端末機器のリース料を減額し、17節で総合端末機器の購入費を計上するものでございます。

4項1目選挙管理委員会費につきましては、こちらも人件費の補正でございます。

次の5項2目統計調査費につきましては、国勢調査費の予算の組替えを行 うもので、こちらは補正額の増減はございません。次のページをお願いいた します。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費につきましては、人件費の補正でありまして、3節で28万9,000円及び4節で11万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

そして次の国民健康保険事業費につきましては、財政安定化支援事業費に係る交付税措置額確定に伴い、27節で国民健康保険事業特別会計への繰出金を216万2,000円減額するものでございます。

その次の後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費につきましては、こちらは負担金が確定しましたので、27節で後期高齢者医療特別会計への繰出金を9万6,000円減額するものです。

その次の後期高齢者医療保険療養給付費につきましては、後期高齢者医療保険広域連合への療養給付費負担金額の変更により、18節で42万3,000円を増額するものでございます。

一番下の介護保険事業費につきましては、人件費の補正でありまして、3 節で2万9,000円、4節で11万2,000円をそれぞれ減額し、27 節で介護保険制度の改正による介護保険システム改修のため、介護保険事業 特別会計への繰出しを108万7,000円増額するものでございます。

次の障害者福祉費、説明欄の障害児給付費につきましては、障害児通所施設の利用が増加傾向にありまして、今後の利用増加を見込み、18節で給付費を増額するものでございます。

次の5目国民年金事務費につきましては、3節と4節が人件費の補正による減額で、12節が学生納付特例申請などに係る国民年金システムの改修が必要となり、その改修委託料を計上するものでございます。

一番下の2項1目児童福祉総務費につきましては、こちらも人件費の補正 でございます。次のページをお願いいたします。

4 款衛生費であります。 1 項1 目保健衛生総務費、説明欄の保健衛生総務費につきましては、当初予算で産休代替職員に係る予算を計上し、募集をしておりましたが応募がなく、会計年度任用職員で対応することとし、 1 節で会計年度任用職員の報酬 5 8 万 7 , 0 0 0 円を増額し、 2 節では職員の産休に伴う給与の減額など 1 1 4 万 3 , 0 0 0 円を減額するとともに、人件費の補正により 3 節で 1 0 5 万 8 , 0 0 0 円、 4 節で 1 4 5 万 4 , 0 0 0 円をそれぞれ減額するものでございます。

次の国民健康保険事業費につきましては、人件費の補正でありまして3節で14万47000円、4節で247万6700円をそれぞれ減額するものでございます。

一番下の2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の準備に係る補正が主なもので、11節でワクチン接種券郵送料などを、12節で予防接種システム改修委託料やワクチン接種券作成委託料などを計上するものであります。なお、この新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の準備に係る経費につきましては、全額国の補助となっております。次のページをお願いいたします。

6 款農林水産業費であります。1項2目農業総務費につきましては、こちらは人件費の補正であります。

次の3目農業振興費、説明欄の長崎県農業振興事業費につきましては、7 月の豪雨及び9月の台風9号、10号により被災した農業用ハウスなどに対 して復旧を支援するための補助金を19節に計上するものであります。

次のイノシシ緊急特別対策事業費につきましては、当初500頭分の捕獲報償金を計上しておりましたが、例年より捕獲数が増加しておりますので、 今後の捕獲数の増を見込み、7節で100頭分50万円を増額するものでございます。

次の特産品販売宣伝促進事業費につきましては、来年3月にふるさと感謝

祭を開催することで243万6,000円を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止することになりました。そこで、17万6,000円を減額した226万円で農林水産物の特産品の紹介・販売を行う新たな事業の展開を図るため、予算の組替えを行うものであります。事業の概要につきましては、農水産物産地ツアーなどの実施に係る報償金や、オンラインで農水産物等の特産品紹介・販売を行うサイトの開設を行うため、特産品サイト開設作成費及び経営委託料、それからサーバー使用料、そして新聞やウェブへの広告料などを計上するものであります。

次の5目農地費につきましては、県営事業基幹農道川棚西部の事業費の減額に伴い、工事費に係る町負担金を減額するものであります。

一番下の2項4目森林環境譲与税事業費につきましては、経営管理権集積 計画により、集積した森林について市町村森林経営管理事業を実施するにあ たり事業を発注するのに必要な林分調査、設計業務に要する経費を12節に 計上するもので、24節からの組替えで対応するものでございます。なお、 本調査設計業務につきましては、令和2年度、令和3年度の2か年で実施す ることとしております。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、こちらは人件費の補正でございます。

次の3目観光費、説明欄の観光費では、観光施設事業特別会計の補正に伴い27節で観光施設事業特別会計への繰出金を増額するものであります。

その次の新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、失礼しました、次の5目ですね、新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、町内宿泊事業者の支援と観光客の誘致を目指し、宿泊客を助成する宿泊キャンペーンが好評のため、予算に不足が生じましたので、今回増額補正を行うものでございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、人件費の補正により3節を増額、4節を減額するもので、次の21節につきましては、小串郷駅構内小串歩道橋の照明架線の脱落による列車運行停止に伴う損害賠償金を計上するものであります。

次の2目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、緊急雇用 対策事業において燃料費の不足を見込み増額補正するもので、次の2項2目 道路維持費につきましては、こちらは修繕料の不足を見込み増額補正をする ものでございます。

次の3目道路新設改良費につきましては、町道平野線及び中倉線の改良に 係る用地測量業務が必要となり増額するものでございます。

次の3項2目ダム対策費につきましては、こちらは人件費の補正でございます。

次の5項2目公園管理費及び6項1目住宅管理費につきましては、どちら も修繕料の不足を見込み増額するものでございます。次のページをお願いい たします。

9 款消防費であります。1項3目消防施設費につきましては、9月の台風 9号、10号で防火水槽の標識などが破損しており、その標識等の購入のた め、10節を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費につきましては、人件費の補正であります。

次の3目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、予算の組替えであります。この組替えにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として小中学校の手洗い蛇口を自動水洗に交換する費用について、自動水洗を備品購入費に、設置工事費を修繕料に計上するよう指示があり、そのように計上しておりましたが、このたび自動水洗と設置工事費を合わせて修繕料に組替えるよう指示がありましたので、今回組替えを行うものでございます。

次の2項1目学校管理費につきましては、川棚小学校及び小串小学校で台風10号により被害が発生しており、緊急な対応が必要なことから、現行予算で対応したところでございます。しかし、当初予定しておりました修繕等の予算が不足するため、今回補正するものであります。被害の内容につきましては、川棚小学校がサッカーゴールの破損、小串小学校が体育館への渡り廊下屋根等の破損、屋外バスケットボードの破損であります。10節、14節で小串小学校の渡り廊下等の修繕工事と屋外バスケットボードの修繕に要した経費を、11節で川棚小学校の破損したサッカーゴールの撤去に要した経費を、そして17節でサッカーゴールの購入費に要した経費を計上するものでございます。

次の3目施設整備費につきましては、老朽化した石木小学校及び小串小学校の体育館トイレを改修する経費を計上するものであります。こちらにつきましては、令和3年度の改修工事を行う予定で9月定例議会に設計委託料を計上しておりましたが、このたび国庫補助金が付くこととなり、12節に施工監理業務委託料を、14節に工事費を計上するものであります。

次の4項1目社会教育総務費につきましては、3節と4節が人件費補正によります増減で、11節が郵便料の不足を見込み増額補正するものであります。

次の6項1目管理費につきましては、こちらも3節と4節が人件費補正によります増減で、10節が修繕料の不足を見込み増額補正するものでございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、台風9号、10号における災害復旧に要する補正で、農道の倒木撤去委託料を12節に計上するもので、さらに15節及び18節で猪乗中峰地区農地災害復旧に要する原材料費と重機の借上げに対する補助金を計上するものであります。

次の2項2目漁港施設災害復旧費につきましては、三越防波堤の災害復旧 工事費を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより860万4,000円を減額するものであります。

歳出については以上でございます。以後、45ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして歳入を説明しますので、9、10ページをお願いいたします。

1款町税であります。2項1目固定資産税につきましては、賦課実績により増額を見込むものであります。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金の増額につきましては、歳出で説明しました障害児給付費の増額に伴うものであります。ちなみに補助率は2分の1でございます。

次の2項4目教育費国庫補助金につきましては、石木小学校及び小串小学 校体育館トイレ改修に係る国庫補助金であります。こちらは3分の1の補助 でございます。

次の5目総務費国庫補助金、説明欄の社会保障・税番号制度システム整備 費補助金につきましては、戸籍附票システムの改修に対する補助金で、次の 個人番号カード関連事務補助金につきましては、マイナンバーカードの普及 に係る人件費等への補助金でございます。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。1項2目民生費県負担金、説明欄の障害児通 所給付費負担金につきましては、障害児給付に係る県負担金であります。補 助率はこちらは4分の1となります。

次の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、負担金の確定に 伴い増額補正するものであります。

次の2項2目民生費県補助金につきましては、特別支援学校の臨時休業による放課後等デイサービス支援に係る補助金でございます。こちらは補助率は2分の1となります。

次の3目衛生費県補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチンの 接種準備に係る補助金でございます。

次の4目農林水産業費県補助金につきましては、ハウス等の災害復旧に係る補助金でございまして、次の10目農水施設災害復旧費補助金につきましては、三越防波堤の災害復旧工事に係る補助金でございます。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項5目雑入につきましては、県道嬉野川棚線 道路改良工事に伴い光ブロードバンドケーブルの移設が生じ、その移設補償 金でございます。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。1項2目農林水産債の減額につきましては、基幹 農道川棚西部の負担金減額に伴うもので、次の教育債の増額につきまして は、石木小学校、小串小学校体育館トイレ改修に伴うもの、そして一番下の 災害復旧債の増額につきましては、三越防波堤の災害復旧工事に係るもので ございます。次のページをお願いいたします。

21款法人事業税交付金でございます。こちらは新たに新規の款ということになります。で、こちらにつきましては、税制改正によりまして都道府県及び市町村民税の法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、引下げ相当分で国税の地方法人税が引き上げられることとなり、本町の法人住民税法人税

割も12.1パーセントから8.4パーセントに改正したところで、その税率減に伴う減収分の補填をするのが法人事業税交付金でございます。今回、交付額が県から通知がありましたので、その額を補正するものでございます。歳入につきましては以上でございます。続きまして、地方債補正を説明しますので5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明いたしました20款町債に対応するものでありまして、補正前と補正後の限度額の差額が17ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額の合計を10億4,430万4,000円とするものであります。続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。一番最初の日本政策金融、一番上の 分でございますが、日本政策金融公庫が長崎県林業公社に貸し付けた資金に つきましては、もし日本政策金融公庫が損失を受けた場合は、長崎県が日本 政策金融公庫に対して損失補償を行い、そして長崎県がその補償を行ったと きは、関係市町は長崎県に対し事業割合に応じてその損失の一部を補償する こととなっております。このことについては、川棚町林業開発促進資金融資 損失補償条例を制定し定めているところであります。この度、日本政策金融 公庫から長崎県林業公社へ利用間伐推進資金1億2,300万円の貸し付け があったことから、6月17日付けで長崎県農林部長から損失補償契約の締 結について依頼があったところでございます。本町はこの依頼に対して、先 ほど申し上げた条例に基づき、長崎県と損失補償契約を行う必要があります ので、今回債務負担行為補正として追加を行うものであります。表の中の事 項につきましては、ただいま要約して説明しましたので読み上げは省略させ ていただきます。期間につきましては、令和2年度から令和13年度まで、 限度額につきましては、長崎県林業公社が借り入れた1億2,300万円の 2万分の50であります。この補償割合の率は、この借入れに関係する市町 の事業割合によって算出されたものであります。

その下の、川棚町森林経営管理事業につきましては、歳出で説明しました 森林環境譲与税事業費の森林経営管理事業の調査設計業務委託につきまし て、令和2年、令和3年度と2か年で事業を行うというご説明をいたしまし た。その令和3年度分でございます。 以上が、令和2年度一般会計補正予算(第7回)の内容でございます。説明を終わります。

叢 長 これから質疑を行います。小谷議員。

2 番 小 谷 3 4ページの宿泊キャンペーン事業費についてちょっとお聞きしますが、ここに引き当てられている財源というのがどこから来ているのかというのがちょっと見えないんで、そこの細かな説明をいただきたいのと、とりあえずまずはそこの財源の内訳というところを、ちょっと詳しくお願いいたします。

養 企画財政課長。

企画財政課長 この新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、基本、コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金の方で対応しているところでございますが、この金額につきましてはご存知のとおり3億955万2,000円でございます。ですが、令和2年度補正予算第6回までの補正におきまして、この件について補正を行っているわけですが、その中でコロナ関連事業につきましては、3億3,419万4,000円予算を計上しております。したがいまして、2,500万程度は一般財源となっているところでございます。で、今回のこのキャンペーン事業費につきましては、既に臨時交付金につきましてはもう割当てが既にしておりますので、今回につきましては一般財源の方で対応しようということで予算計上をしたところでございます。質問の中で財源はどこからということでお尋ねでございますが、基本的には今回のこの一般財源につきましては、歳入歳出の予算の中で対応ができましたので、今回は財政調整基金からの繰り入れなどを行わずその中で対応をしたということでご理解していただければというふうに思います。以上でございます。

叢 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 30ページですが、予防接種事業でですね、新型コロナウイルス対策ワクチン接種の準備と書いてあるんですが、報道等によればですね、日本では6月ぐらいだろうというふうなことも言われております、ワクチン接種がですね。それで、じゃあ準備というのはどういうことをやっていくのかですね、その内容をちょっとお願いしたいです。

最 人 健康推進課長。

健康推進課長 はい。国においてはですね、来年当初にワクチン、年が明けて早々にですね、供給が可能になった場合に、速やかに住民に対して接種を行うことができるような準備を整えろということで国からの指示があっておりまして、今回システム改修に係る部分につきましては、個別の健康カルテの中に、接種者の接種状況であるとか、そういうものを記録するための新たな様式といいますか、そういうもののシステム改修を事前に行っておくというようなことが必要となってきますので、そのためのシステム改修、それからクーポン券の印刷であるとか、あとそれの送付ですね、に係る費用を今回役務費と委託費の中で計上させていただいております。以上です。

叢 長 ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

13番波戸 はい、13番波戸です。先ほど小谷議員と同じところの質問になるんですが、宿泊キャンペーン事業費で2,250万円付いておりますけども、今回町内でコロナの感染者が出たことによりましてですね、町内の飲食業者、忘年会等のキャンセルが相次いでおりますけども、そこら辺の手当とかは考えていらっしゃられないのか、全然考えずにもうここだけのことしか考えてなかったのかお尋ねします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、波戸議員のご質問にお答えをいたします。今回、コロナの感染症対策のために宿泊キャンペーンのみを計上させていただいております。ほかのその飲食店関係には支援をしないのかっていうご質問だったかと思います。今回、先ほど言いましたように、宿泊キャンペーンを行ったときに予想以上の宿泊者の予約を入りましたので今回上げているものであります。あと、町内の飲食関係につきましては、まだ、何ていいますか、状況等をですね、把握した上でですね、まだ今回は支援までには至っていないという考えです。以上です。

養 ほかに質疑はありませんか。堀田議員。

10番堀田 10番堀田です。32ページのですね、特産品販売宣伝促進 事業費で243万のふるさと感謝祭に使うお金を中止をされて、そしてオン ラインで農産物を販売するということでしたので、もう少しですね、その辺 をちょっと詳しくお話しできたら、かなと思いますけど、よろしくお願いし ます。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長はい、堀田議員のご質問にお答えをいたします。まず、川棚 町の現状といたしましては、特産品を販売する通販サイト、通常ECサイト と言っておりますけども、事業者によっては持っている方もおられますけど も、小規模事業者や農協、あと農業関係者は持たない方がほとんどでありま す。そのために、そのサイトを独自に持つということは、維持費やネットに 慣れていないなど、敷居が高い状況であるかと思っております。そのために 今回このサイトを利用してですね、そういった持たれない事業者に対してで すね、そういったサイトをちょっと推進をしていく計画としておるところで あります。今回、ふるさと感謝祭を中止しまして、この事業にですね、転換 をしたということでありますけども、まず最初にですね、やはり皆さんにそ ういったサイトに慣れていただくっていうのがまず目的、最初かなというこ とでですね、今回こういった事業に取り組むこととしております。あと、こ のサイトをですね、他市町で取り入れたところがですね、まず波佐見町でも 波佐見焼のネットショップまとめっていうサイトですね、あと東彼杵町にお きましてもWEBそのぎ茶等々がですね、こういうサイトを利用されて販売 に促進をされているという状況ですので、本町としたしましても各農家、事 業者にですね、こういうサイトを持っていただいてですね、販売促進にいく らかでもつなげていただければということで予算計上をしておるところであ ります。以上です。

議 長 ほかに。小田議員。

7 番 小 田 はい、7番小田です。34ページの宿泊キャンペーン事業費のことでお尋ねいたします。全協で説明をいただいたときの資料にですね、川棚宿泊キャンペーン事業見込みという表をいただいたんですけども、これには10月の実績と11月から2月までの見込みの数字をあげておられますけども、もう12月でございますので、少なくとも11月の実績は出てると思いますので、その11月の実績をお知らせ願いたいと思います。

それからあとこの施設でですね、4施設あがっておるんですけども、例えばですね、この施設の中で見込み実績がない場合は、その見込み実績があるところに全部その補助あたりが配分をされるのかというのをお尋ねします。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、小田議員のご質問にお答えをいたします。先ほど質問の中ではですね、11月の実績をということで伺いましたけども、まだ11月分につきましてはですね、今はまだ提出があっておりませんので、今から数字が出てくることとなります。ただ、今回10月分のですね、実績を調べてきておりますので、10月分の実績として報告をしたいと思っております。

養 全協で提出した分から変更があってるんですか。

産業振興課長 いや、あっておりません。すいません、まだ11月分につきましては実績は出ておりませんので、提出があっておりませんので、今回資料としては持ってきておりません。

それと、あと先ほど言われました宿泊、この3施設について今後予定される配分といいますか、もし1つの宿舎が予定されて泊まられなかった場合、ほかの宿舎の分で払うのかっていうふうな配分方法なんですけども、一応予算内でですね、そのように配分するようには計画をしておるところであります。

養 長 初手議員。

4 番 初 手 初手です。質問は宿泊キャンペーンの件なんですけども、1 0月の実績の分で全協でちょっと表をいただいたんですけど、ここの中のですね、くじゃく荘の分になるんですけども、県内60パーセント県外40パーセントということで、県内の分で、川棚の町民の方が利用されている人数といいますかね、その辺がわかればちょっと知らせていただきたいというのと、実際クーポンとかを出して町内で買い物をされるというのもあると思うんですけども、その辺の実情、実際にどれくらいそういう買い物をされているのかっていうのがもし把握ができていればお知らせいただきたいと思います。以上です。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。まず、宿泊の町内の利用者ということですけども、まずくじゃく荘につきまして、利用者が1,52 2名全体でありますけども、そのうち町内の宿泊者は286名です。これはくじゃく荘ですね。あと、海幸につきましては、利用者が6名のうち町内が1名、かわはら旅館につきましては、全利用者が55名、うち町内が5名と なっている状況であります。

あと、クーポンの状況なんですけども、まだ現在調査をしておりません。 現段階では調査はしておりません。以上です。

養 長 ほかに。炭谷議員。

11番炭谷 11番炭谷です。31ページの先ほど説明がありましたイノシシの緊急特別対策事業費ですね、の50万ということで予算ですけども、私の聞いている範囲では担当の方から今年の頭数が上がったというふうなこともあるということも聞いておりますけども、その分の補正でされてる50万ということと捉えて、その中でこれをしとけば国の補助金がまだ来ないときでも年度末には、トータル的に計算をして従来どおりの報奨金を配布できそうだというふうなことで聞いておるんですけども、その分、3月までの分の50万っていうことは、その分にあたって国からの、県なり国なりの金額が来なくても通常である報奨金の場合は、年間頭数が増えてもそれが報奨金として支払われるというための根拠ですかね。そこら辺の内容をちょっともう少し聞きたいんですけど。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、炭谷議員のご質問にお答えをいたします。今回といいますか、今年のやはりイノシシの捕獲数につきましては、県内どこでもですけども、昨年の約1.3倍の捕獲量となっているところであります。県外含めて全国でですね。それで、そういう状況ですので、国の補助金につきましては、今割当てが来ておるんですけども、それに対して増額されるというところまでまだ確定はしておりません。そういう状況であります。あと、今回予定をですね、今年の予定としまして大体500頭を当初予算で見てはおったんですけども、今回100頭分のですね、追加っていうことで50万を増額をしておるところであります。先ほど議員の質問の中で、昨年と増額といいますか、支払いについて、まだそこはですね、まだ現在のところどういうふうになるかっていうところはまだわかっておりません。国、町含めて今まで1頭当たり1万2,000円を出しておったんですけども、それが町の5,000円だけになるっていう可能性もあるかと思います。その頭数が増えればですね。そういう状況にあります。あと、考えとしましては、同じ金額を出すために来年度に引き延ばすという考えもあるんですけども、現在の

ところはその頭数によってどうなるかっていうところはまだ未確定でありま す。以上です。

議 長 ほかに。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 関連で、その 5 0 万充てた分は 3 月末の年度末で支給される 1 万 2 , 0 0 0 円の分を見込んだ上の額ですかね。ちょっと最後がよくわか らなかったもので。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 今の計画といたしましては、その1万2,000円に含んだ額っていうことで計上はしておるんですけども、ただ、それ以上に頭数が増えればですね、その1万2,000円までいかないっていう形にはなるかと思います。以上です。

議 長 ほかに。山口議員。

6 番 山 口 40ページですが、石木小学校と小串小の体育館の改修工事、この改修時期はいつなのか。そしてその工事に伴うですね、体育館の使用その他が、いわゆる障害が出てくるのかどうかですね。このちょっと2点をお願いしたいと思います。

養 長 教育次長。

教育次長
はい、ただいまの質問にお答えいたします。石木小学校、小串小学校の体育館トイレの改修工事につきましては、現在実施設計を行っておりまして、この完了は年明けの2月の中旬ぐらいになりそうでございます。そこで、その後の工事の施工につきましては、入札を経て工事をしていただく業者の決定等を、決定する時期などを考えますと、もう年度末、それから今後年度頭ということになっていこうと思います。そうしますと、学校では卒業式や入学式を控えておりますので、こういった時期を避けていく必要があろうかと思いますので、この点につきましては学校と、また工事の実施時期につきましては調整をしながら、学校の使用については幾分支障が生じますので、行事の実施に支障がない時期をですね、学校と調整をしまして行っていきたいというふうに考えております。工事期間は約2か月程度は必要になるんじゃなかろうかと思っておりますので、こういったものを示しながらですね、学校と打ち合わせをして決定をしていきたいと考えております。以上です。以上です。

- 議 長 ほかに。田口議員。
- 8 番 田 口 2 4 ページの庁舎内感染防止対策事業費ですが、第二別館ということでしたけども、サーモグラフィーは入口に1台でよいのかなと思いますが、空気清浄機は何台か必要なのではないかと思いますけれども、その台数をお聞きしたいと思います。

養 長 総務課長。

総務課長 はい、お答えいたします。空気清浄機につきましては2台を 予定しております。以上です。

養 ほかに。堀池議員。

5 番 堀 池 5番、堀池です。42ページの災害復旧費、三越防波堤、これは9,700万ということであります。これは全体の工事の金額なのか。それと、14ページ、17ページにそのうち県補助金が6,200万、これは約64パーセント分、あとは県から補助が来ましたよと、あと残りを災害復旧債で補填するんですよという形で理解していいのかどうか。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。42ページの災害復旧費 につきましては、全体額を計上をしております。あと、補助につきまして は、国が3分の2の補助、あと残りを災害復旧債の100パーセントという ことで計上をしているところであります。以上です。

叢 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 何度も戻して申し訳ないんですが、宿泊キャンペーンのことについてですね。そもそもこの事業は上限がきたら打ち切りにするっていうことで始まった事業だったと思いますが、それの上限を予約が殺到したから上乗せして、今回一般財源から出すっていうことですけども、この上乗せする理由といいますか、事業を3月まで延ばすということで言われましたけども、一般財源から2,250万上乗せして事業を継続するということの、そこら辺の明確な理由とですね、あと、3月まで継続するとした場合、そのあとの計画といいますか、見通しをどのように見ておられるのか。2,000万一般財源から入れて、ただ入れただけで終わったっていう事業になるものなのかどうか、そこら辺の説明をちょっとお願いいたします。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。まず、3月まで延長した 理由につきましては、先ほどからも話もあっているようにですね、今回募集 を募ったとき、募集した時点でですね、あまりにも人気がありまして、今回 3月まで延ばしてはおるんですけども、国のGoToイート事業もですね、 始まっておりますし、さらに町内への観光客の集客を目的にですね、この宿 泊キャンペーンをですね、延長をしまして、宿泊事業者をはじめ飲食業、小売業等の町内のですね、事業者の支援につながることが見込まれるということで延長をしてきたところであります。あと、今後の対応についてっていうことで3月以降ですかね、対応についてっていうご質問もありましたけれども、3月以降につきましてはですね、現在のところはちょっと考えてはいない状況であります。以上です。

叢 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。水谷議員。

1 2 番 水 谷 私はですね、3 1 ページ、3 2 ページの農地費の関係でお尋ねをしたいと思います。5 目の農地費の中で、農道改良事業費が減額をされております。これの内容と、理由といいますかね、それをお尋ねをしたいと思います。

養 產業振興課長。

産業振興課長 はい。この減額につきましてはですね、企画財政課長の方からも事業費の決定によって減額したっていう説明がありましたけども、この事業につきましては、当初町といたしましては10億に対する予算計上を行っておりました。それで、実際県の事業の事業費としまして、確定が5億6,890万6,000円ということで確定をいたしましたので、これに対して町負担が5,689万600円というふうになりましたので、事業確定に伴う減額ということであります。以上です。

議 長 ほかに。町長。

町 長 はい。先ほど波戸議員の方から宿泊キャンペーン事業費の追加に関連して、町内の料理飲食業についての支援はないのかというようなご質問がありまして、今答弁が出来ておりませんが、これにつきましてはですね、昨日実は田口議員からの一般質問がありまして、まだそういった状況については要望も受けておりませんが、今後の状況を見て東彼商工会等との意見交換をしながら対応していきたいとこのように申し上げたところでありま

す。実は今、臨時交付金3億1,000万余りを受けているわけですが、こ れについ35の事業を割り振っておりまして、事業配分をいたしておりま す。この中で、現在執行できていないものもありますし、執行してしまった ものもあります。そしてまた執行残もあります。そういったことで、もしこ れが執行残が生じますと、国に返還しなければいけません。したがって、こ の事業は全部、いわゆる消化をしたいと、このように考えております。それ が最終的にはまだ2月の末ということを予定をしているわけですが、そう いった状況の中で、その時点で残ってしまえば返さなければいけませんの で、できるだけ少しボリュームをもって事業を今進めているところでありま す。したがいまして、今回3,250万を計上しておりますが、できれば枠 内で3億1,000万の枠内で事業が執行できればというふうなことで、そ ういった思わくは持っておるところでございます。したがって、波戸議員か らの質問がありました料理飲食業に対する今後の支援についても、事業とし ては既に掲げておりますので、状況によっては追加することも可能でござい ますので、今後の状況を見て判断をしていきたいと思っております。以上で ございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。3回目、はい、小谷議員。

2 番 小 谷 3回目ですんで。今料理飲食業のことに関して町長から言われましたけれども、飲食業のみならずですね、小売業、製造業、いろいろな業種あると思いますけども、そういう全体的な業種に関して支援がまだ見込まれるといいますか、そういう対策もしていくということで捉えてよろしいんでしょうか。

議 <u>長</u> 町長。

<u></u> **長** はい、お答えします。今申し上げましたのは、先ほど波戸議員から料理飲食業についての質問がありましたので、そういった事業費の枠の中でできるだけ対応していきたいと、このように申し上げたところであります。

<u>議</u> 長 ほかに。

(発言なし)

養 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

養 長 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですか。

(発言なし)

養 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号「令和2年度川棚町一般会計補正予算(第7回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「令和2年 度川棚町一般会計補正予算(第7回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:09)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:10)

(…休 憩…)

(11:25)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

養 長 次に日程第2、議案60号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

<u>町</u> <u>長</u> 議案60号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第3回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ216万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,039

万3,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますの で、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正の内容につきまして、事項別明細書でご 説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、8、9ページをお開き ください。

1 款総務費、1項1目一般管理費につきましては、既存の国保システムに健康管理システムを連携させるための改修及び特別調整交付金算出のための追加様式を作成するための改修に伴う増額補正であります。次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、一般会計繰入金の額の確定による財源調整であります。次のページです。

8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、遡及 喪失及び減免申請に係る還付金を増額補正するものであります。次のページ です。

9款1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額補正を するものであります。歳入を説明します。6、7ページをお開きください。

6 款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業の一般会計繰入金の額確定による減額補正であります。以上で説明を終わります。

<u>議 長</u> これから質疑を行います。

「なし」の声あり

養 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

「なし」の声あり

養 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案 6 0 号「令和 2 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第 3 回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第60号「令和2年 度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり 可決されました。

(11:29)

- 養 長 次に日程第3、議案第61号「令和2年度川棚町後期高齢者 医療特別会計補正予算(第2回)」を議題といたします。提案理由の説明を 求めます。町長。
- 町 長 議案第61号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,125万1,000円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。内容につきまして、事項別明細書で説明をいたしま す。8ページ、9ページをお開きください。歳出からです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への納付金の額の確定による増額補正であります。歳入を説明します。6ページ、7ページをお開きください。

4款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金につきましては、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金で説明しました額の決定により、一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。以上で説明を終わります。

<u>議 長</u> これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

<u>議</u> <u>長</u> 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第61号「令和2年 度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可 決されました。

(11:32)

- **養** 長 次に日程第4、議案第62号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。
- **町 長** 議案第62号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正

予算(第2回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,609万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,14 1万6,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますの で、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 説明いたします。歳出から説明します。事項別明細書12、 13ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費につきましては、介護保険システム改修に伴う委託料及び新型コロナウイルス感染症対策として介護保険施設が行った換気設備設置に対する費用の増額補正であります。

次に、3目認定事業費につきましては、制度の改正に伴う認定調査システムの改修に係る費用の増額補正であります。次のページです。

2 款保険給付費につきましては、決算見込みによります各事業費の増額及び減額を行いまして、補正額はございません。次のページです。

4 款地域支援事業等費及び次にあります 6 款諸支出金につきましては、このあと説明いたします歳入の増額補正に伴う財源調整であります。次のページです。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによる増額補正であります。歳入です。6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項4目介護保険事業費補助金につきましては、先ほど説明しましたシステム改修費用分に係る補助であります。同じく、5目介護保険者努力支援交付金につきましては、保険者の介護予防事業等の取り組みに対して交付される交付金であります。同じく、6目介護災害等臨時特例補助金につきましては、介護保険料減免に対する臨時の交付金であります。次のページです。

5款2項3目地域医療介護総合確保基金事業補助金につきましては、歳出で説明をいたしました介護施設への補助に対する県支出金であります。次のページです。

8款1項4目その他一般会計繰入金につきましては、システム改修に係る

町負担分の繰入金であります。以上で説明を終わります。

養 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

養 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第62号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第62号「令和2年 度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決 されました。

(11:37)

- 養 長 次に日程第5、議案第63号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第3回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。
- <u>町</u> 長 議案第63号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正 予算(第3回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万2,00 0円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,567万 1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものは、大崎温泉しおさいの湯及び国民宿舎くじゃく荘施設の 設備等の補修に係るものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたします ので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

養 長 産業振興課長。

<u>産業振興課長</u> はい。補正予算の内容につきまして、ご説明をいたします。 それでは、歳入からご説明をしますので、6ページ、7ページをお開きくだ さい。

1 款繰入金、1項1目一般会計繰入金113万2,000円の増額につきましては、このあとにご説明をいたします歳出の増額分について、一般会計からの繰入金を増額するものであります。次に歳出を説明いたしますので、次ページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項2目改良費の説明欄の国民宿舎改良費48万7,000円につきましては、14節工事請負費に係るものであります。令和元年度に実施いたしました建築基準法第12条の規定による定期点検の結果により、非常用照明の容量不足と換気扇の換気量不足の指摘を受けております。その改修工事であります。安全性を考慮し緊急工事を実施するため、増額補正を行うものであります。

大崎温泉改良費64万5,000円につきましては、10節需要費であり、しおさいの湯の温泉水槽の修繕であります。大崎キャンプ場の駐車場内に位置します温泉源付近に設置してありますFRP製の温泉水槽本体が経年により表面の劣化及び一部にひび割れが生じており、安定した経営継続のため早急に対応するため増額補正を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろし くお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第63号「令和2年 度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決 されました。

(11:42)

- **養** 長 次に日程第6、議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を議題といたします。提 案理由の説明を求めます。町長。
- <u>町</u>長 議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例」について提案理由を申し上げます。

令和2年の公職選挙法の一部を改正する法律が、令和2年12月12日から施行されることに伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙においても自動車の使用、ビラ、ポスターの作成に係る費用の公費負担について、条例で定めるところにより、公費負担制度を設けることができることになりました。これは従来、市議会議員選挙及び市長選挙まで認められていた公費負担制度を、町村議会議員選挙及び町村長選挙まで拡大することにより、立候補をし

やすくしようとするものであります。

この法改正を受け、他の町村の対応状況等を踏まえた上で、本町におきましても公費負担制度を創設することが適当であると判断いたしましたので、 今回新たにそのための条例を制定しようとするものであります。

なお、条例の詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、ご 審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

養 長 総務課長。

総務課長

はい。それでは、私から対応についてご説明をいたします。

あらかじめお配りしております、議案とともにお配りしております説明資料、こちらの方をご覧ください。

まず、今回の公職選挙法の一部を改正する法律、これが施行されるわけでありますけれども、これは町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、選挙運動の公費負担対象を市と同様に拡大し、町議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、その拡大措置として供託金制度が導入されることとなっております。そして、この新法が施行される令和2年12月12日以降に選挙期日を告示する町議会議員選挙及び町長選挙から選挙運動費用の公費負担制度を導入することを目的としてこの条例を制定を行うものであります。まず今回の大きな改正、これについて説明をいたします。

まず、選挙運動の公費負担の拡大でありますけれども、(1)から(3)に掲げておりますように、選挙運動用自動車の使用、そして選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成、この3つの項目について公費負担の対象とすることができるようになっております。

そして2番目、町議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁であります。選挙 用運動のビラ頒布につきまして、今回、町議会議員選挙におきましても解禁 となっております。そしてその上限の枚数を1,600枚とするという改正 であります。このビラの頒布につきましては、町長選挙までは従来も認めら れておったわけです。その場合、ちなみに町長選挙の場合は、公費負担はも ちろんないという状況ですが、ビラ頒布は認められておりました。それが、 町議会議員選挙においても拡大をされたというものであります。

そして3番目、町議会議員選挙における供託金制度の導入であります。従来、町議会議員選挙においては、立候補に際しまして、供託金制度というも

のはありませんでした。それが今回(1)で掲げておりますように、供託金制度を導入するものとし、その額を15万円とするという改正が行われております。ちなみに、町長選挙は50万円という供託制度が既にあったということであります。そして(2)で掲げてあります。そして供託物没収点、これは市議会議員選挙と同様とするというものであります。計算式を書いておりますように、有効投票総数を議員定数で割りまして、さらにその10分の1、これが没収点となる数値を出す算出であります。ちなみに、平成31年4月の町議会議員選挙の場合、この際の有効投票総数が6,962票でありましたので、議員定数14で割って、さらにその10分の1、49.729票という算出になります。参考として掲げております。そして、この3点目の供託金制度の導入でありますが、これは米印で書いておりますように、法律事項としてこれは導入されるものでありまして、各町村において条例で定める事項ではありませんので、今回の条例には含めていないという、そういう次第であります。それでは、資料2ページをご覧ください。

今回、公費負担を行うものの対象とその限度額、これを表の方で掲げております。

まず(1)選挙運動用自動車の使用であります。表の中の1番であります 一般運送契約、これはハイヤーあるいはタクシーの契約であります。これ は、その契約が車両代、燃料費、運転手の人件費、これが3つ含めて一括し て借り上げると、そういう形態であります。その場合、選挙運動用自動車と して使用された各日の料金の合計額として、これは1台に限るものでありま す。それが法定限度額として6万4,500円、町村選挙は選挙動期間5日 間でありますので、掛けますと32万2,500円という算出になります。

そして表の中の2、その他の契約であります。これは先ほど申し上げた1番以外の形態になります。そして項目としては、自動車の借入契約、そしてこの場合も同様でありまして、使用される各日の料金で同一の日において1台に限る、これも同じであります。その場合、法定限度額は1万5,800円ということになっております。そして、イで掲げております燃料供給の契約であります。選挙運動用自動車に供給した燃料の代金、これも対象となりまして、1日の額が7,560円が限度額であります。そしてウ、運転手雇用の契約であります。選挙運動用自動車の運転業務に従事した者に対する報

酬であります。これは1日当たり1万2,500円です。これも1日について1人に限るという、そういうものであります。そして、表の中の一番下に掲げておりますように、1番の、いわゆるハイヤー・タクシー契約あるいはその他の契約、こちらはどちらかいずれかを選択をしていただくという、そういうことになっております。

続きまして、(2)選挙運動用ビラの作成であります。今回、先ほど申し上げましたように、町長については公費負担はありませんでしたが、今回創設をされます。ビラは解禁されておりましたが、公費負担制度は設けられるということであります。そして、町議会議員選挙におきましては、解禁と同時にその限度額が1,600枚となっております。米印で通常葉書の2倍としておりますのが、従来でも町議会議員選挙におきましては選挙用葉書、これを交付しております。これは、選挙管理委員会から800枚交付をしておりまして、その倍がビラの配布限度額の枚数であります。そして、法定限度額、これも1枚当たり7.51円ということが上限、限度額であります。

そして、(3)選挙運動用ポスターの作成であります。これにつきましては、1枚あたりが525円6銭、これにポスターの掲示場の数プラス31万500円、これを基に積算をしてまいります。ちなみに本町の場合、現行のポスター掲示場、この数が46か所でありますので、表の中で掲げているような算出によって求めることとなります。そして、法定限度額は7,276円、1枚あたり7,276円、これに掲示場の数を乗じたものが限度額であります。そして2ページ目の表の下、米印でお示しをしておりますが、まず1番、先ほど申し上げた上限額、法定限度額でありますけれども、これは定額で交付するものではなく、上限の範囲内で実際に要した費用を交付する制度であります。

そして2番、費用は、直接候補者に支払うのではなく、候補者と有償契約 を締結した事業者からの請求に基づいて、その事業者に支払うという、そう いう制度であります。

そして3番、供託物を没収された場合、1ページ目でご説明しましたが、 町議会議員選挙でいいますと、定数で割ってさらに10分の1の数、これが 没収点で、これが没収されることとなった場合、その場合今まで説明してま いりました公費負担制度、これがもう全くなしとなるものであります。 そして4番目、その選挙が無投票になった場合の取扱いでありますが、

(1) についてはあくまで、(1) つまり選挙運動用自動車の使用でありますけれども、これは実際に選挙運動に活用した日となりますので、告示日のみとなります。そして(2)及び(3)でありますが、ビラの作成、ポスターの作成、これは作ってしまいますので、これは全て対象となるというものであります。

そして5番、法定限度額ということで、先ほどからご説明しておりましたけれども、こちらは公職選挙法施行令において規定されておりまして、今回の法改正では、こういう国政選挙の規定に準じて条例に基づいて定めることができるということになっております。本町では、この法定限度額というものを全く同一に準拠して作成をしております。私がいろいろ見回す限り、このほとんどの市町村がこの法定限度額、これをよりどころとして条例等を制定しているようであります。

それでは、資料3ページ、こちらに条例の構成と要旨ということで表でもって掲げております。見方としましては、各条項の右側に書いておりますのが条例の見出しであります。今回この条例案につきましては、非常に長文でありますし、あらかじめお配りしておりますので、条例の逐一の読上げはしませんが、資料にしたがって概略を、要旨を説明してまいります。

まず第1条、趣旨でありますが、本条例の趣旨を定めたものでありまして、3つの選挙費用について公費負担について定めるものと、そういう規定であります。

第2条、選挙運動用自動車の使用の公費負担。これもまず1番目として、 選挙運動用自動車の使用の公費負担に定めたものであります。そして、先ほ ど2ページ目で申し上げましたように、供託物が没収とならない場合に限る となっております。没収点を下回る場合、あくまで公費負担の対象ではなく なるという、選挙結果によってはなくなるというものであります。これは以 下の、ほかの2種類についても同じ考え方であります。

第3条、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出であります。これも先ほど2ページ目で説明しましたように、2ページ目の米印の2番です。この制度は直接候補者に支払うのではなく、契約に基づいた締結の事業者の請求に対して払うものでありますので、そういった契約締結の届出が必要である

と、そういうことを定めたものであります。これも他の2種類も同じ考え方であります。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費の支払。これは、公費負担については先ほど申し上げました相手方に支払うもの。そして、この公費負担の金額を契約類型ごとに定めた条項であります。

第5条、選挙運動用自動車の使用の契約の指定であります。これは、説明のとき1台に限るということで申し上げましたように、1台あるいは片方ですね、2つの種類の契約がある場合は、一方の契約が締結されているものとみなして、公費負担を行うものであると、そういうことを定めた条項であります。この選択は、あくまで候補者の選択によることとなります。

第6条、選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額。これは、選挙運動 用自動車の限度額を定めたものであります。

第7条、選挙運動用ビラの作成の公費負担。これも、ビラの作成の公費負担に定めたもので、これも供託物が没収にならない場合に限るという共通した制度であります。では、4ページ目をお開きください。

第8条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出であります。これも自動車と同じで、あくまで有償締結をし、届出を行わなければならないということを定めた条項であります。

第9条、選挙運動用ビラの作成の公費負担の支払。ビラの作成費用の上限、枚数上限、そして代金については業者からの請求に基づいて払うという、そういうことを定めたものであります。

第10条、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額。ビラの作成の限度 額を定めたものであります。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担。ポスターの作成の公費 負担について定めたものでありまして、これも供託物が没収とならない場合 に限るというものであります。

第12条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出。これも契約とその届出は他の2種類と同様であります。

第13条、選挙運動用ポスターの作成の公費の支払。ポスターに関しましては、単価上限あるいは枚数上限、先ほど申し上げた掲示場の数であります、そういったことを規定するとともに、これも作成業者からの請求に基づ

いて支払うということを定めております。

第14条、選挙運動用ポスターの公費負担の限度額。公費負担のポスター 作成の限度額を定めたものであります。

第15条、委任であります。この条例に必要な手続について、町の選挙管理委員会に規定の作成を委ねるという委任規定であります。先ほどから各費用負担の届出等について必要であるということを申し上げてまいりましたが、その届けに関する事項あるいは様式等をこの選挙管理委員会により規定を作成するという、そういう委任規定であります。それでは、議案の方の一番最後のページ、裏面をご覧ください。この附則をご覧ください。

まず、施行期日であります。この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日から施行する。これが令和2年12月12日であります。そして、2は適用はこのとおりです。この告示後の選挙から適用とする旨を書いております。以上、説明を終わります。

叢 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番田口 条例案の下のあたり、4条の1号の中に書いてありますが、括弧書きなんですけども、「同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には」っていうところの部分ですけれども、これはそのあと2号の中にもありますが、その同一の日に選挙運動用自動車が2台使われるという場合なんですけども、これは契約として2台契約しといて、それで1台、例えば午前中1号車を動かして午後から2号車を動かしてというようなやり方もあり得るということかなとは思いますけれども、そういうものなのか、そういうことを想定しているのかどうか、それともちょっとはっきりわかりませんが、例えば離島などの地域がある場合には2台以上使えるというようなことがあったのではないかと思われるんですけども、そういうふうな離島などがある場合を想定しているということなのかという、この括弧書きの意味をお聞きしたいと思います。

養 終務課長。

総務課長 はい。この括弧書きの場合は、あくまで1日について1台に限るという、そこを厳密に規定したものであります。それで、あくまで1日につき1台ということです。ですから、使用によってはですね、2台なり、もっと借りられる方もいらっしゃる場合もわかりませんけれども、あくまで

公費負担は1台限りということになります。それとあと、この第1号のいわゆるハイヤー・タクシー契約、そして第2号の借上げ、そして燃料、運転手を雇上げることですね、これも選択制となっております。ですから、候補者の方でいずれかを選択して、公費負担の届けを出していただくということになります。それでですね、この辺、恐らくこれ基になっておりますのが、国においては公職選挙法の施行令で詳しく規定をされておりまして、それが県議会議員、県知事選挙においては県条例、市長選挙や市議会議員選挙においては市の条例ということで、大体法律を準拠してつくっております。恐らくはですね、田口議員がおっしゃるように離島選挙で、例えば本土で借り上げて離島においても借り上げる、そういった契約もあり得るという、そういったことで非常に厳密な規定になっているというものであります。これはそういったことで、大もとになる国の方がこういう厳密な規定になっているということでご理解をいただきたいと思います。

叢 長 堀田議員。

10番堀田 はい。この自動車借入契約の中で、ちょっとお話したいと思いますけど、自家用車の場合はですね、こういうふうな契約は自分から自分でしなくちゃいけないのかなと思いますけど、あるいは後援会組織があると後援会が借りて、候補者自身が貸したというふうになるのかですね。

それとまた、この項目の中にはウグイス嬢の負担が入ってませんけど、それはなぜできなかったのかお聞きしたいと思います。

養 長 総務課長。

総務課長

まず、自分の自家用車を利用される場合ですけれども、これは対象となりません。あくまで、借入契約をした方ですね、その場合が対象となりまして、条文上ですね、ちょっとお待ちください、すいません、それとちなみにですね、そういう借入契約についてもう一つ厳密な規定がですね、第3条においてありまして、その中ほどのですね「その他の者(次条第2条に規定する契約を締結する場合には、適用を受けようとする候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う以外の者を除く。)」というのがありまして、いわゆる生計を一にしている親族の車を利用する場合、これはその親族が正式なレンタカー業とか、そういった業を営

む者でない場合は対象とならないということになります。ですから、生計を 一にする親族から借りる場合、その方との契約を結んでも対象とはならな い、その旨を規定されておりまして、そこも非常に厳格に定められておると いうことでご理解をお願いします。以上です。

議 長 はい、総務課長。

総務課長 はい。いわゆるウグイス嬢でございますけれども、これはもう対象となっておりません。ですから、通常の選挙ではそういった方は雇い上げられる場合があろうかと思いますが、あくまで今回対象となっておりますのはここに掲げたものだけでですね、これ以外の経費、いろんな諸々あろうと思いますが、公費負担はあくまでこの3つであるという、そういったことでご理解をいただきたいと思います。以上です。

最 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番山口 ちょっとこういうことがあるのかどうかわかりませんが、選挙運動用自動車の使用の場合にですね、日替わりで変えた場合にはどうなるのか。例えば、その1と2というのがそこに提示してありますが、1日目に1を契約して、2日目に2とか、そしてまた3日目には1とか極端に言えばですね、日替わりでこういうふうに変えた場合には、どちらか一方になるのかどうかですね。

養 長 総務課長。

総務課長 これですね、他市町村においてもいろんな届けの様式とかありまして、そういったのから類推をしてるんですが、結果的にはなり得るということで解釈をしております。いわゆるハイヤー方式が1日目、2日目以降は借上げ方式、その場合もなり得るということですね。そこら辺がですね、第5条でありまして、選挙運動用自動車の使用に関し、同一の日に複数の契約をされた場合ですね、ハイヤー方式、借上げ方式、その場合は同一に1日ごとに選択をしていただくという、そういうものが第5条の規定になっております。ただ今回ですね、この運用面、非常に実際の町長選挙、町議会選挙、非常にシビアな問題が出てくると思いまして、既に実施をしている市の例を参考までに聞いております。やはりですね、いわゆるハイヤー方式、これは極めてレア的であると、特に小規模の市におかれてはですね、ほとんど活用がされてないようであるということを聞いております。参考までにで

すね。以上です。

議 長 ほかに。

(発言なし)

養 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただ今、議題になっております、議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」は、 総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(12:12)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:12)

(…休 憩…)

(13:20)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

養 長 次に、日程第7、議案第65号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 町長。

<u>町</u> <u>長</u> 議案第65号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例」について、提案理由をご説明いたします。

平成30年度の税制改正における、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うため、改正し

ようとするものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますの で、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正をいたしましたので、内容についてご説明をいたします。

改正の概要でございますけれども、町長が先ほど申しましたように、30年の税制改正によりまして、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替が行われることになり、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準に係る控除額が減額され所得が増えることになることから、それに合わせ国民健康保険税の軽減に係る所得の基準額を33万円から43万円に引き上げようとするものであります。それでは、新旧対照表をご覧ください。

1ページから 2ページにかけまして、第 2 3条の第 1 号から第 3 号、下線部分について「3 3万円」を「4 3万円」に改正をしております。第 1 号が7割軽減に係る条文、第 2 号が 5 割、第 3 号が 2 割軽減に係る条文となっておりまして、改正後において 4 3万円とある下線部分から以下の条文につきましては、世帯において一定額以上の所得がある給与所得者や年金所得者がいる場合はその合計数から 1 を減じた数、例えば給与所得者が 1 人、年金所得者が 1 人、十 2 人いれば 1 人除いて 1 人に 1 0万円を乗じて得た金額を、先ほどの 4 3万円に加えるということを新たに規定するものであります。

新旧対照表の2ページ下段から3ページにかけての附則の改正につきましては、文言の修正、追加、削除を行っているもので、条文の内容に影響はございません。

前に戻っていただいて、改正文の附則をご覧ください。附則の第1項は、 この条例の施行期日について、令和3年1月1日から施行することとしてお ります。

第2項につきましては、適用区分として、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上で説明を終わります。

<u>議 長</u> これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

養 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第65号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 異議なしと認めます。したがって、議案第65号「川棚町国 民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:25)

護 長 次に、日程第8、議案第66号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町東部地区コミュニティーセンター)」を議題といたします。 この議題の審議においては、地方自治法第117条の規定によって、山口 隆議員が除斥の対象となります。山口隆議員の退場を求めます。

(山口隆議員退場)

議 長 本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第66号「公の施設の指定管理者の指定の件(東部地区

コミュニティーセンター)」について、提案理由をご説明いたします。

東部地区コミュニティーセンターにつきましては、令和3年3月31日を もって、現在の指定期間が満了となることから、その後の指定管理につい て、地方自治法第224条の2第6項及び川棚町東部地区コミュニティーセ ンター設置条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、議案に記載のとおり現在の指定管理者である、川棚町石木郷204番地1、東部地域振興協議会 会長 山口隆で、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の 上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは私の方から説明の方させていただきます。

指定管理者の東部地域振興協議会につきましては、昭和44年10月5日に設立され、本町東部地域の9地区により組織されております。平成18年4月1日から東部地区コミュニティーセンターの指定管理者として指定し、現在、3回目の指定期間となっており、その期間が来年3月末で満了となります。指定の理由につきましては、東部地区コミュニティーセンターのこれまでの管理・運営において指定管理者としての責務を十分果たしており、東部地域の振興、地域住民の保健及び福祉の増進並びに生活便益の確保を図るため、本施設を設置するという条例の趣旨に多大な貢献をしていると認められます。当該施設の管理者として最もふさわしい組織であり、東部地域振興協議会が引き続き指定管理を行うことが適当であると判断するものであります。また、当該施設の設置の目的及び利用の状況から見て、東部地域と密接な関係を持っており、東部地域振興協議会以外の団体では、設置の目的を達成しがたいことから、公募によらず同協議会を指定するものであります。

議案の参考資料といたしまして、同協議会から提出された指定管理者指定申請書に添付された関係書類の要約をお付けしておりますので、ご確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。

(発言なし)

養 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町東部地区コミュニティーセンター)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第66号「公の施設 の指定管理者の指定の件(川棚町東部地区コミュニティーセンター)」は、 原案のとおり可決されました。

(13:30)

議 長 ここで、山口隆議員の入場を許します。

(山口隆議員入場)

(13:31)

養 長 ここで、私の発言の訂正をいたします。先ほどの東部地区コミュニティーセンターの議題といたしました口述の中で、「東部地区コミュニティーセンター」の前に「川棚町」と、「川棚町東部地区」と言いましたけれども、「川棚町」というのは削除するようにしたいと思います。訂正してお詫びを申し上げます。

- **養** 長 それでは次に、日程第9、議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町いきがいセンター)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。
- <u>町</u> 長 議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町いきがいセンター)」について、提案理由の説明をいたします。

川棚町いきがいセンターにつきましては、令和3年3月31日をもって現在の指定期間が満了となることから、その後の指定管理について、地方自治法第244条の2第6項及び川棚町いきがいセンター設置条例第7条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、議案に記載のとおり現在の指定管理者である、川棚町下組郷338番地57、社会福祉法人 川棚町社会福祉協議会 会長 江頭弘基であり、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明をいたしますので、ご審議の 上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

養 長 住民福祉課長。

住民福祉課長はい。それでは、本議案についてご説明いたします。

現在の指定管理者である社会福祉法人 川棚町社会福祉協議会は、平成3年度から平成17年度まで川棚町いきがいセンターの管理を委託され、平成18年4月1日からは、同センターの指定管理者として指定され、今回は3回目の指定期間が来年3月で満了となります。

指定の理由につきましては、同協議会は川棚町いきがいセンターが設置された平成3年以来、健全な施設の維持管理業務に努めてきており、平成18年度以降の指定管理期間中における管理運営においても、不備や瑕疵は認められなかったこと、また、同協議会は配食サービス事業や、シルバー人材センター事業など、同センターを拠点とした公的受託サービスを展開するとともに、町老人クラブ連合会や身体障害者福祉会の事務局を兼任するなど、福祉団体からの信頼も厚く、同施設の指定管理者として最もふさわしい団体であり、同協議会が引き続き指定管理を行うことが最も適当であると判断し、指定をするものであります。

去る、11月20日、同施設に係る指定管理者指定申請書の提出をいただ

いたところであります。なお、議案の参考資料といたしまして、指定申請書の一部をお付けしておりますので、ご参照いただければと思います。以上で、説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております、議案第67号「公の施設の指定管理者の 指定の件(川棚町いきがいセンター)」は、総務厚生委員会に付託したいと 思います。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第67号「公の施設 の指定管理者の指定の件(川棚町いきがいセンター)」は、総務厚生委員会 に付託することに決定をいたしました。

(13:38)

- **養** 長 次に、日程第10、議案第68号「公の施設の指定管理者の 指定の件(川棚町児童保育クラブ)」を議題といたします。提案理由の説明 を求めます。町長。
- <u>町</u> <u>長</u> 議案第68号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町児 童保育クラブ)」について、提案理由のご説明をいたします。

川棚町児童保育クラブにつきましては、令和3年3月31日をもって現在の指定期間が満了となることから、その後の指定管理について、地方自治法第244条の2第6項及び川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、議案に記載のとおり現在の指定管理者である、川棚町石木郷460番地2、特定非営利活動法人地球っ子理事長石木典子であり、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明をいたしますので、ご審議の 上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 それでは、本議案についてご説明いたします。

現在の指定管理者である特定非営利活動法人 地球っ子は、特定非営利活動法人として平成18年1月16日に法人を設立され、平成18年4月1日から、川棚町児童保育クラブの指定管理者として指定し、3回目の指定期間が来年3月をもって満了となります。

指定の理由につきまして、同法人はこれまでの間、行政、地域、関連機関、利用者等との信頼関係を築き、設置の目的であります放課後児童健全育成事業の充実を図るため、誠意をもって業務を推進されております。このほか、地域支援活動の一環として公民館等へ出向いてのサークル活動、また、体験型遊びを提供する一時保育など、地域に根差した活動も展開されております。このようなことから、公募により他の団体等を指定管理者に選定した場合、サービスの内容、事業等の継続性や現在の利用者への影響等が危惧されることから、公募によらず同法人を指定するものであり、去る、11月18日に、同施設に係る指定管理者指定申請書の提出をいただいたところであります。また、審査書類等を審査したところ、公の施設管理者としての認識も深く、事業の効果的及び安定的な運営が図られ、職員体制、安全管理体制等も考慮されており、引き続き事業を行う者としてふさわしい者と判断されます。

議案の参考資料として、指定申請書の一部を添付しておりますので、ご参 照いただければと思います。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております、議案第68号「公の施設の指定管理者の 指定の件(川棚町児童保育クラブ)」は、総務厚生委員会に付託したいと思 いますが、これに、異議ありませんか。 **養** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第68号「公の施設 の指定管理者の指定の件(川棚町児童保育クラブ)」は、総務厚生委員会に 付託することに決定をいたしました。

(13:43)

- 養 長 次に、日程第11、議案第69号「公の施設の指定管理者の 指定の件(中央公園)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 町長。
- <u>町</u> <u>長</u> 議案第69号「公の施設の指定管理者の指定の件(中央公園)」について、提案理由の説明をいたします。

都市公園のうち、中央公園につきましては、昨年12月定例議会で、川棚町都市公園条例を改正し、指定管理者による管理ができることとしております。そこで中央公園を令和3年4月1日から指定管理者による管理を行うこととしたいので、地方自治法第244条の2第6項及び川棚町都市公園条例第18条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、議案に記載のとおり現在中央公園の管理業務を委託しております、川棚町小串郷2353番地、一般社団法人 チューリップスポーツクラブ 代表理事 柏木尚文であり、指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

詳細につきましては、建設課長から説明をいたしますので、ご審議の上、 ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

養 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは、本議案の詳細についてご説明いたします。

一般社団法人 チューリップスポーツクラブは、平成30年度から本年度まで中央公園の管理を委託し、健全な施設の維持管理業務に努めてきており、不備や瑕疵は認められておりません。また、同クラブは川棚町の事業である介護予防事業や、生活習慣病予防事業などを連携し実施しており、参加者から好評を得ております。同クラブの事業としましても、サッカークラブ、ホッケークラブの運営や、各種スポーツ教室、ウォーキングやフットサル大会など、各種イベントを実施するなど、総合型地域スポーツクラブとい

して地域活性化に寄与されており、スポーツ施設が集中する中央公園の指定 管理者として最もふさわしい団体であり、同クラブが指定管理を行うことが 適当であると判断し、指定をするものであります。

なお、議案の参考資料といたしまして、事業計画書をお付けしております ので、ご確認をいただきたいと思います。以上で、説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

6 番山口 所管にはなるんですが、前の3件はですね、全て管理者指定申請書というのが付けてあるわけですね。ところが、この中央公園についてはですね、申請書というのが参考資料としてないわけですが、現実に申請をされたのかどうかですね、これが明確じゃないと思うんですけど、ここは別のと違うわけですか。

養 建設課長。

- **建 設 課 長** はい。申請書の鏡につきましては、参考資料ということではないというふうに判断して私の方で付けておりませんが、申請自体につきましては、令和2年11月25日の受付で申請を受け付けております。その資料としての事業計画書を付けているところです。
- 6 番 山 口 当然そうすればですね、この事業計画書がここでいけばですね、どこが出したかわからないわけですね、この議案書の表を見ないと。当然、申請書があって、それにこういう計画で出しますよという申請書が付いてなければいけないと思うんですけども。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。今おっしゃられたとおりだと思いますので、後ほどですね、この申請書の鏡につきましての写しを配布したいと思います。

議 長 ほかに。波戸議員。

1 3 番 波 戸 1 3 番 、 波戸です。今現在委託されているということなんですけども、この指定管理者による管理に変えた場合ですね、施設の有効利用とか、行政側の事務手続きの簡素化など、どのような利点があるのかお尋ねいたします。

議____ **長** 建設課長。

建 設 課 長 はい。一番の利点としましては、ただいま教育委員会で行っております予約業務というのが指定管理者の方で行うということで、そこが

一番利点だと考えております。以上です。

養 長 高以良議員。

9番高以良 まず、指定の期間のことでお尋ねしたいと思いますが、前の 3件については指定期間が5年というふうにされておりました。都市公園条 例でも5年以内の指定とすることができる旨の記載がありますが、今回この 中央公園について3年としたのはどういう理由かっていうのをまず1点お尋 ねします。

それから、添付資料の中身についてですね、ちょっとお尋ねしたいんですが、1ページの一番下のところ、事業計画の施設の設置目的を果たす管理運営という部分についてですが、下から2行目付近に「災害時の避難場所など多様な機能をもっており」という表現があります。中央公園については、これまで避難場所として利用されたことはないのじゃないかなというふうに思いますが、今後避難場所運営のマニュアルの策定などの考えがあるのか。それから、避難場所を開設する際の指定管理者と協議する際の窓口はどこが担当するのかということですね。

それともう1点、次のページですけど、2ページ目一番上「今後は」というところ、「さらに遊休施設の有効活用と」という表現がありますが、この「遊休施設」というのは具体的にどういうものがあるのかお尋ねしたいと思います。

養 是 建設課長。

建 設 課 長 はい。まず1点目の指定期間についてでありますが、今回初めての指定でありますので、5年間という期間ではなくですね、少し短い3年間の期間を見て、その後の指定管理者のあり方を検討するということがありますので、5年間ではなく3年ということにしております。

次のですね、避難場所についてですけれども、避難場所についてはですね、総務課の方で指定はされていると思うんですけれども、体育館については避難をされることも出てくると思っております。そういったことなどもですね、連携して行っていきたいという事業計画になってますので、避難場所として提供するときはですね、このチューリップスポーツクラブが実際出てもらってですね、管理を行ってもらうということになるということです。

それから、「遊休施設」ということですけれども、チューリップスポーツ

クラブの考え方としてはですね、遊休というか、利用が少ない施設、交通公園等ですね、こういった施設についても何か活用できないかということでですね、考えられているということです。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 先ほど、利点として挙げられました予約の管理とかですね、そういう点が利用者にとってはサービス向上につながるかなということは思っておりますが、この予約の管理に関して、町のホームページの方でするものなのか、それともチューリップさんの方のホームページの方でされるものなのか、また、そこら辺の費用に関しては収支計画の方には特段費目として上がっておりませんし、そのような対応等はどのようにするようになっているのでしょうか。町のホームページとリンクを張るものなのか、それとも町のホームページの方で管理をされるものなのか、そこら辺をお願いいたします。

養 長 建設課長。

建設課長 はい。今のところですね、予約についてはオンラインでの予約も考えられているということではありますが、最初からオンラインでできるかというのはちょっと難しいみたいでですね、最初はやはり通常の出向いての予約や、電話での予約を行いたいということであります。その後ですね、いろいろな予約システム等がありますので、それについては、チューリップスポーツクラブさんの方で構築され、リンクについてはですね、町のホームページにももちろんリンクをするようにしたいというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかに。初手議員。

4 番 初 手 はい、4番初手です。新しい事業といいますか、取組になりますので、今から具体的にいろんな試行錯誤しながらですね、つくっていかれるんだと思いますけども、ちょっと気になる面がありましたので何点かお尋ねをしたいと思います。 3ページのですね、事業計画の利用者の声を反映した管理運営に関してという項があると思うんですけども、この中の(3)にですね、高品質な維持管理・適切な修繕においては、「備品等の交換等は崩れてからではなく、不具合発生前に実施する」というふうな表現もあるんですけども、指定管理者が実施する施設や備品、あるいは修繕の範囲ってい

うのが、まあ町の管理にはなるわけですけども、指定管理者はどこまでその 辺を対応していくのかですね、その辺の線引きといいますか、そういったの が必要になるのではないかと。当然、修繕費とすれば金額もかかりますの で、その辺については何かご検討をされた、協議をされたというのがあるの かですね。

それとですね、10ページの一番最後のページなんですけども、施設利用に関する業務ということで③にですね、「利用料金の徴収において」っていうことで書いてありますけども、この利用料金っていうのは、今、条例で定めている利用料金でいくというふうな捉え方でいいんでしょうか。というのは、実際に運営していく中で、利益というか、それなりの費用もかかるというのもありますし、将来的な面も考えたときにもどうなのかっていうのはちょっと気になりましたので、今、条例で定めた利用料金でいくというふうに捉えていいのかですね。

すいません、あと1点ちょっとお尋ねしたいんですけども、ちょっと戻りますけども、5ページの事業計画の中にですね、下から4段目ですかね、「費用対効果の高い管理に関して」ということで書いてあるんですが、(1)ですけども、コスト削減については可能な縮減対策が必要であるがと、縮減対策を挙げてありますけども、休館日とかそういったものが減っていくと、それと、それにかかる必要経費、それから今言いました利用料金との収支のバランスなどという面で、課題となる分が縮減していくことによって増えてくるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺につきましては実際に指定管理を受けた、このところがですね、負担がいくらかでも軽減されるというような考え方というのはお持ちになられるのか。

それと、同じく(2)の「環境への配慮」ということで、LEDの電球というのを導入を考えてあるようですけども、これについても当然費用がかかるわけでありまして、その辺の中身の打ち合わせといいますかね、そういった件については協議があっておれば知らせていただきたいと、もしなければこれから検討ということになるかと思いますけど。

それから、(3)のですね、「職員のスキル・研修において」ということなんですけども、ここでは積極的に防火の管理の講習会とか、安全に関する講習会とかということで挙げられておりますし、そういったことを積極的に

されることがいろんな面で、運営あるいはその住民のサービスのつながるっていうふうに思いますけど、これに対してもその費用的なものがですね、やはり発生するんじゃないかと思うんですね。そういった面のカバーといいますか、そういったところも当然検討が必要かなと思いますけど、もしそういった面でも協議とかされておれば知らせていただきたいと。長くなりましたが、以上です。

養 長 建設課長。

建設課長 はい。まず、3ページのですね、備品等の交換関係でありますけれども、備品等についてはですね、長く持つ基本的な備品につきましては、必要な部分につきましては町で交換を行うということであります。修繕につきましてもですね、ある程度金額を決めてですね、町の方でみる分ではありますが、通常の修繕、普通でいう修繕程度のものであればチューリップスポーツクラブの方で行っていただくということであります。ページの順番のとおり、質問の順番どおりではなくですね、答えさせていただきます。

次の5ページのですね、(1)の方のコスト削減、これについてはですね、やはり人員配置で給与を下げるということではなくですね、今、例えば中央公園のクラブハウスと体育館の管理者、ここについては全く別で委託等をしておりますが、ここら辺のですね、時間等の融通を利かせてですね、そういったことで人件費なんかもそこの部分で押さえていくとか、そういったことを考えられているということでありました。

それから、(2)の中でのLED電球の導入ですけれども、通常、全部ですね、LEDに変えるということではなく、電球が切れていったところからですね、基本的にLEDに変えていくということで、現在もですね、外灯等についてはですね、切れていった部分からLEDに交換してますので、これについてもチューリップさんの方でLEDに今後切れた部分から変えていくということであります。ただ、大きなですね、例えば野球場のナイター設備をLEDに交換するとか、あるいは体育館の電灯をですね、LEDに変えるとかいうことになりますと、これについては町の方で、まとめて変える場合はみることになると思っております。

次の(3)の職員のスキル研修で講習費用ですけれども、これについてはですね、講習費用がいるものと、いらないものがありますけれども、ここに

ついてもチューリップスポーツクラブさんの方で受講し、費用も自分たちで みるということであります。

それから、一番最後の10ページですかね。利用料金の徴収ということですけれども、これについては条例で金額はうたっておりますので、基本条例どおりになりますが、申し出によりですね、条例の金額を上限として下げることはできると考えております。下げる場合は申し出を行っていただくということにしておりますが、経営が厳しいので値上げするということは今のところできないと考えております。内容をよく聞いてですね、もし値上げが必要ということになれば、条例の改正を行うことになりますので議会の方に諮ることになると思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

11番炭谷 11番、炭谷です。現在は体育館とグラウンドの方に多分町からの臨時といいますか、パートといいますか、管理人の人がおられるわけですけども、その人たちの現在の勤務についても引き続きなのか、一旦切ってその管理人の人たちもチューリップクラブに引き継ぐのか、そこら辺はどうなっておりましたでしょうか。

養 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。体育館の管理人につきましてはですね、町の方から委託をしておりますので、ここの部分についてはですね、チューリップスポーツクラブさんが本人の意向を聞いてですね、引き続き雇入れを行いたいということで話を聞いております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第69号「公の施設の指定管理者の指定の件(中央公園)」は、産業建設文教委員会に付託したいと思いますが、これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議	長	異議なしと	認めます。	したが	って、	議案第(5 9 号	「公の施	設
	の指定管理者	の指定の件	(中央公園)	」は、	産業類	建設文教	委員会	に付託す	る
	ことに決定を								

(14:04)

(14:04)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

 川棚町議会議長
 村井達己

 会議録署名議員
 高以良壽人

 会議録署名議員
 堀田一徳